

## 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 東根市

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項  
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
  - ・地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（東根市）
  - ・東根市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（東根市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（東根市、事業者）
  - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（東根市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（東根市）
  - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、東根市）
  - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（東根市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
  - ・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（東根市）

## 2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

## 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の東根市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度R6年度末）  
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
  - ・東根市目標値（目標年度R6年度末）  
県外2,700人、県内100人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の東根市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度R6年度末）  
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回/人
  - ・東根市の目標値（目標年度R6年度末）  
1.1回/人（直近年度の実績47,737人）

## ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の東根市相当分の達成

## ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績 5,602万8千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績 5億926万7千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績 4億9,030万1千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績 1億9,722万8千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績 0円）

## ・東根市目標値（目標年度 R6 年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス : 19,460千円（直近年度の実績 19,653千円）

デマンド交通 : 420千円（直近年度の実績 0円）

## ○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

路線名(国庫補助対象 路線)	年間利用者数	収支率	東根市負担額
向原神町東根線	10,013人以上 （直近年度の実績 9,914人）	30.3%以上 （直近年度の実績 30.0%）	2,799千円 （直近年度の実績 2,827千円）
休石線	2,741人以上 （直近年度の実績 2,714人）	6.5%以上 （直近年度の実績 6.4%）	5,296千円 （直近年度の実績 5,349千円）
休石線（公立病院経 由）	4,093人以上 （直近年度の実績 4,053人）	6.6%以上 （直近年度の実績 6.5%）	4,013千円 （直近年度の実績 4,053千円）
北部循環線	2,239人以上 （直近年度の実績 2,217人）	3.8%以上 （直近年度の実績 3.8%）	3,017千円 （直近年度の実績 3,047千円）
河北線	10,433人以上 （直近年度の実績 10,330人）	30.7%以上 （直近年度の実績 30.4%）	2,516千円 （直近年度の実績 2,541千円）
荷口神町東根線	434人以上 （直近年度の実績 430人）	5.2%以上 （直近年度の実績 5.1%）	1,579千円 （直近年度の実績 1,594千円）
中央循環東根線	193人以上 （直近年度の実績 192人）	9.8%以上 （直近年度の実績 9.7%）	240千円 （直近年度の実績 242千円）
デマンド型乗合タク シー	153人以上 （直近年度の実績 152人）	12.9%以上 （直近年度の実績 -%）	420千円 （直近年度の実績 0 千円）

## ○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

## ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、東根市地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

## 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

東根市から、運行事業者への負担金額については、運行費用（運行収入を含まない）すべての費用のうち、補助金を差し引いたもの（23,517千円）を運行事業者に東根市が負担するものとする。

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

## 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## (1) 事業の目標

該当なし

## (2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

## ○山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和2年度>

- ・令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決 等
- ・令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論
- ・令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論
- ・令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論
- ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論

＜令和 3 年度＞

- ・令和 3 年 6 月 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

＜令和 2 年度＞

山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会

- ・令和 2 年 10 月 19 日（第 1 回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理
- ・令和 3 年 1 月 18 日（第 2 回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理

○ 東根市地域公共交通会議

＜令和 2 年度＞

- ・令和 2 年 7 月 29 日：市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について
- ・令和 2 年 12 月：市民バス停留所について（書面協議）
- ・令和 3 年 1 月：地域内フィーダー系統自己評価について（書面協議）

＜令和 3 年度＞

- ・令和 3 年 5 月：地域内フィーダー系統確保維持計画について（書面協議）
- ・令和 3 年 6 月（予定）：市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

＜令和 2 年度＞

- ・令和 2 年 6 月 17 日：市民バス検討部会  
市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について
- ・令和 2 年 7 月 20 日：バスシステム市民会議  
市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について

＜令和 3 年度＞

- ・令和 3 年 6 月（予定）：市民バス検討部会  
市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について
- ・令和 3 年 6 月（予定）：バスシステム市民会議  
市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和 3 年 4 月 20 日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

## 10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により東根市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

## 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 東根市中央一丁目 1 番 1 号

（所 属） 市民生活部生活環境課

（氏 名） 佐 藤 晴 那

（電 話） 0237-42-1111（内線 2172）

（e-mail） seikatsu@city.higashine.yamagata.jp

## 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 東根市

## ○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

(記載例：赤字は全市町村共通必須記載を想定)

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
  - ・地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（東根市）
  - ・東根市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（東根市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（東根市、事業者）
  - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（東根市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（東根市）
  - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、東根市）
  - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（東根市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
  - ・路線バスの公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（東根市）

## 2. 運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

### 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の東根市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
R E S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
  - ・東根市目標値（目標年度 R6 年度末）  
県外 2,700 人、県内 100 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の東根市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
  - ・東根市の目標値（目標年度 R6 年度末）  
1.1 回／人（直近年度の実績 47,737 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の東根市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
市町村の移動サービスに対する負担額
  - 地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
  - 路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
  - コミュニティバス : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
  - デマンド交通 : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
  - タクシー : 1 億円（直近年度の実績 0 円）
  - ・東根市目標値（目標年度 R6 年度末）  
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
  - 路線バス : 19,457 千円（直近年度の実績 19,653 千円）
  - デマンド交通 : 420 千円（直近年度の実績 0 円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
  - 河北病院（稲下）公立病院線の年間利用者数：12,275 人以上（直近年度の実績 12,275 人）
  - 河北病院（稲下）公立病院線の収支率：27.5%以上（直近年度の実績 28.4%）
  - 河北病院（稲下）公立病院線の東根市負担額 595 千円（直近年度の実績 570 千円）
  
  - 公立病院（大石田）尾花沢線の年間利用者数：20,966 人以上（直近年度の実績 20,966 人）
  - 公立病院（大石田）尾花沢線の収支率：41.9%以上（直近年度の実績 43.5%）
  - 公立病院（大石田）尾花沢線の東根市負担額 385 千円（直近年度の実績 361 千円）
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
  - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、東根市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

東根市から、運行事業者への負担金額については、運行費用（運行収入を含まない）の一部または全部のうち、補助金を差し引いたものを運行事業者に東根市が負担するものとする。  
 ※該当路線における負担額の実績（令和 2 年度時） 931,000 円

## ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

<b>5. 車両の取得に係る目的・必要性</b> <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
<b>6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b> <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
<b>7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者</b> <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
<b>8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額</b> <b>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## ○その他申請に関する事項

<b>9. 協議会の開催状況と主な議論</b>
<p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）</p> <p>&lt;令和2年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決 等</li> <li>・ 令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論</li> <li>・ 令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論</li> <li>・ 令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論</li> <li>・ 令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論</li> </ul> <p>&lt;令和3年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論</li> </ul> <p>○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）</p> <p>&lt;令和2年度&gt;</p> <p>山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年10月19日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理</li> <li>・ 令和3年1月18日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理</li> </ul> <p>○ 東根市地域公共交通活性化協議会（東根市地域公共交通会議）</p> <p>&lt;令和2年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年6月17日：市民バス検討部会 市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について</li> <li>・ 令和2年7月20日：バスシステム市民会議 市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について</li> </ul> <p>&lt;令和3年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年6月（予定）：市民バス検討部会 市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について</li> <li>・ 令和3年6月（予定）：バスシステム市民会議 市民バス、デマンド型乗合タクシー運行計画について</li> </ul> <p>○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答</li> </ul>
<b>10. 利用者等の意見の反映状況</b>
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により東根市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本市では、地域住民の代表にて構成される会議等で利用者の意見を運行計画に反映している。</p>
<b>11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付</p>

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）東根市中央一丁目1番1号

（所 属）東根市 商工観光課

（氏 名）長岡 明宏

（電 話）0237-42-1111（内線：3112）

（e-mail）kankou@city.higashine.yamagata.jp



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院		往 23.9km 復 26.0km	245日	245回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③	
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経由)	向原	長瀬・公立病院		往 23.7km 復 km	245日	1225回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③	
		(3) 休石線		原方・向原	休石	往 16.0km 復 16.0km	245日	490回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	②	
		(4) 休石線(公立病院経由)		公立病院	休石	往 24.2km 復 24.2km	245日	245回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	②	
		(5) 北部循環線		公立病院		往 17.6km 循環	245日	490回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	②	
		(6) 河北線		河北病院		往 22.7km 復 21.2km	245日	245回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅で接続	②	
		(7) 荷口神町東根線	荷口		公立病院	往 15.6km 復 15.6km		146日	146回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	②
		(8) 中央循環東根線		公立病院		往 15.5km 循環		99日	198回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	②
	東根交通 神町タクシー	(9) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域		往 km 復 km		196日	392回		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	②

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東根市 村山市 河北町	山交バス株式会社	(1) 河北病院(稲下)公立病院	河北 病院	稲下	公立 病院	往 19.1km 復 19.1km	241日	1,084回		路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	②
東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(2) 公立病院(大石田)尾花沢	公立 病院	大石田 駅前	尾花 沢待 合所	往 21.1km 復 21.8km	241日	1,205回		路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	②
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院		往 23.9km 復 26.0km	246日	246回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経由)	向原	長瀬・公立病院		往 23.7km 復 km	246日	123回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3) 休石線		原方・向原	休石	往 16.0km 復 16.0km	246日	492回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線(公立病院経由)		公立病院	休石	往 24.2km 復 24.2km	246日	246回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5) 北部循環線		公立病院		往 17.6km 循環	246日	492回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6) 河北線		河北病院		往 22.7km 復 21.2km	246日	246回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	荷口	公立病院		往 15.6km 復 15.6km	146日	146回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線		公立病院		往 15.5km 循環	100日	200回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
	東根交通 神町タクシー	(9) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域		往 km 復 km	196日	392回		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東根市 村山市 河北町	山交バス株式会社	(1) 河北病院(稲下)公立病院	河北 病院	稲下	公立 病院	往 19.1km 復 19.1km	241日	1,084回		路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(2) 公立病院(大石田)尾花沢	公立 病院	大石田 駅前	尾花 沢待 合所	往 21.1km 復 21.8km	241日	1,205回		路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院		往 23.9km 復 26.0km	244日	244回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線 (長湍・公立病院経由)	向原	長湍・公立病院		往 23.7km 復 km	244日	122回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3) 休石線		原方・向原	休石	往 16.0km 復 16.0km	244日	488回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線(公立病院経由)		公立病院	休石	往 24.2km 復 24.2km	244日	244回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5) 北部循環線		公立病院		往 17.6km 循環	244日	488回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6) 河北線		河北病院		往 22.7km 復 21.2km	244日	244回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	荷口	公立病院		往 15.6km 復 15.6km	144日	144回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線		公立病院		往 15.5km 循環	100日	200回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
	東根交通 神町タクシー	(9) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域		往 km 復 km	194日	398回		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東根市 村山市 河北町	山交バス株式会社	(1) 河北病院(稲下)公立病院	河北 病院	稲下	公立 病院	往 19.1km 復 19.1km	241日	1,084回		路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(2) 公立病院(大石田)尾花沢	公立 病院	大石田 駅前	尾花 沢待 合所	往 21.1km 復 21.8km	241日	1,205回		路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東根市	山交バス株式会社	(1) 向原神町東根線 (公立病院経由)	向原	公立病院		往 23.9km 復 26.0km	244日	244回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(2) 向原神町東根線 (長瀬・公立病院経由)	向原	長瀬・公立病院		往 23.7km 復 km	244日	122回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(3) 休石線		原方・向原	休石	往 16.0km 復 16.0km	244日	488回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所で接続	③
		(4) 休石線(公立病院経由)		公立病院	休石	往 24.2km 復 24.2km	244日	244回		路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(5) 北部循環線		公立病院		往 17.6km 循環	244日	488回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(6) 河北線		河北病院		往 22.7km 復 21.2km	244日	244回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅で接続	③
		(7) 荷口神町東根線	荷口	公立病院		往 15.6km 復 15.6km	145日	145回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
		(8) 中央循環東根線		公立病院		往 15.5km 循環	99日	198回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③
	東根交通 神町タクシー	(9) デマンド型乗合タクシー		泉郷地域		往 km 復 km	193日	386回		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統天童駅前(東根市役所・村山駅前)北町線とさくらんぼ東根駅・東根市役所・公立病院で接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東根市 村山市 河北町	山交バス株式会社	(1) 河北病院(稲下)公立病院	河北 病院	稲下	公立 病院	往 19.1km 復 19.1km	241日	1,084回		路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
東根市 村山市 尾花沢市 大石田町		(2) 公立病院(大石田)尾花沢	公立 病院	大石田 駅前	尾花 沢待 合所	往 21.1km 復 21.8km	241日	1,205回		路線定期運行	①	村山駅で補助対象地 域間幹線系統天童北 町線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



# 市民バス運行経路図

## 凡例

- 休石線（公立病院経由） —
- 北部循環線 —
- 向原神町東根線 —
- 向原神町東根線（長瀬・公立病院経由） —
- 河北線 —
- 荷口神町東根線 —
- 中央循環東根線 —
- バス停 ●





# 東根市デマンド型乗合タクシー「タントのりあい号」 共通乗降場所一覧表

東根市内医療機関一覧			金融機関等一覧			公共施設一覧		
指定№	病院名・医院名	乗降場所	指定№	金融機関・郵便局・農協名	乗降場所	指定№	施設等名	乗降場所
101	北村山公立病院	施設出入口	301	北郡信用組合 神町支店	施設出入口	419	東の杜	施設出入口
102	山形ロイヤル病院	〃	302	北郡信用組合 東根支店	〃	420	村山警察署神町交番	〃
103	安達クリニック	〃	303	北郡信用組合 東根支店東根温泉出張所	〃	421	村山警察署東根交番	〃
104	井川整形外科クリニック	〃	304	きらやか銀行 さくらんぼ東根支店	〃	422	山形空港	〃
105	いとう内科クリニック	〃	305	きらやか銀行 神町支店	〃	423	陸上自衛隊神町駐屯地(西側入口)	〃
106	宇賀神内科クリニック	〃	306	荘内銀行 東根支店	〃	424	陸上自衛隊神町駐屯地(東側入口)	〃
107	江口こども医院	〃	307	新庄信用金庫 東根出張所	〃	大型スーパー店等乗降施設一覧		
108	大沼医院	〃	308	山形銀行 神町支店	〃	指定№	施設等名	乗降場所
109	金村医院	〃	309	山形銀行 東根支店	〃	501	イオン東根店	タクシー乗り場
110	菅クリニック	〃	310	羽前高崎郵便局	〃	502	ヨークベニマル東根店	〃
111	北村山在宅診療所	〃	311	大富郵便局	〃	503	ヤマザワ神町店	バス停(神町北)
112	けんじ脳神経クリニック	〃	312	小田島郵便局	〃	504	ヨークベニマル神町店	バス停(神町西五丁目)
113	後藤眼科医院	〃	313	さくらんぼ東根温泉簡易郵便局	〃	505	さくらんぼ東根温泉(東方面)	バス停(さくらんぼ東根温泉)
114	佐藤内科胃腸科医院	〃	314	神町郵便局	〃	506	さくらんぼ東根温泉(西方面)	バス停(さくらんぼ東根温泉)
115	柴田内科循環器科クリニック	〃	315	東郷郵便局	〃	介護保険事業所一覧		
116	神町整形外科リウマチクリニック	〃	316	長瀬郵便局	〃	指定№	施設等名	乗降場所
117	すずきこどもクリニック	〃	317	東根一日町郵便局	〃	601	居宅介護支援事業所まごころ	施設出入口
118	つばさ皮膚科	〃	318	東根郵便局	〃	602	グループホームとうごう	〃
119	ひがしね耳鼻咽喉科	〃	319	平林簡易郵便局	〃	603	ケアセンターとこしえさくらんぼ東根駅前	〃
120	東根クリニック	〃	320	JAさくらんぼひがしね 大富支所	〃	604	こもれびふれ愛ホーム	〃
121	ひかり皮膚科	〃	321	〃 若木支所	〃	605	宅老所じんまち	〃
122	ひろせこころのクリニック	〃	322	〃 小田島支所	〃	606	月あかり 神町	〃
123	藤田医院	〃	323	〃 市役所出張所	〃	607	デイサービスまごころ	〃
124	保坂クリニック	〃	324	〃 神町支所	〃	608	特養おとおみ	〃
125	三浦医院	〃	325	〃 高崎支所	〃	609	特養おさなぎ	〃
126	宮崎外科胃腸科クリニック	〃	326	〃 東郷支所	〃	610	特養白水荘	〃
127	山本内科医院	〃	327	〃 長瀬支所	〃	611	特養ソーレ東根	〃
128	渡辺医院	〃	328	〃 東根支所	〃	612	特養第二白水荘	〃
東根市内歯科医院一覧			公共施設一覧			613	ナーシングホームさくらんぼ	〃
指定№	歯科医院名	乗降場所	指定№	施設等名	乗降場所	614	にこにこファミリア温泉町	〃
201	あべ歯科医院	施設出入口	401	大富公民館	施設出入口	615	ニチイケアセンター神町	〃
202	あんじょう歯科医院	〃	402	小田島公民館	〃	516	はなまるはあと	〃
203	えだまつ歯科口腔外科クリニック	〃	403	さくらんぼタントクルセンター	〃	617	ほっとデイサービスセンター水晶館	〃
204	えちごやタウン歯科	〃	404	さくらんぼ東根駅前	〃	618	本丸ホーム	〃
205	江場歯科医院	〃	405	神町駅	〃	619	まごころ	〃
206	海老名歯科医院	〃	406	神町公民館	〃	620	ゆいケア	〃
207	おおつか歯科	〃	407	高崎公民館	〃	621	らふらんす東根	〃
208	奥山歯科医院	〃	408	東郷公民館	〃			
209	加藤歯科医院	〃	409	長瀬公民館	〃			
210	菅デンタルクリニック	〃	410	ひがしねあそびあランド	〃			
211	岸歯科医院	〃	411	東根駅	〃			
212	けやき歯科クリニック	〃	412	東根公民館	〃			
213	佐藤歯科医院ラ・フランスオフィス	〃	413	東根市屋内多目的コート	〃			
214	須藤歯科医院	〃	414	まなびあテラス	〃			
215	歯科田原医院	〃	415	東根市消防署	〃			
216	とよたか歯科	〃	416	東根市中央運動公園	〃			
217	にとうべ歯科医院	〃	417	東根市民体育館	〃			
218	みのる歯科医院	〃	418	東根市役所	〃			
219	森歯科クリニック	〃						

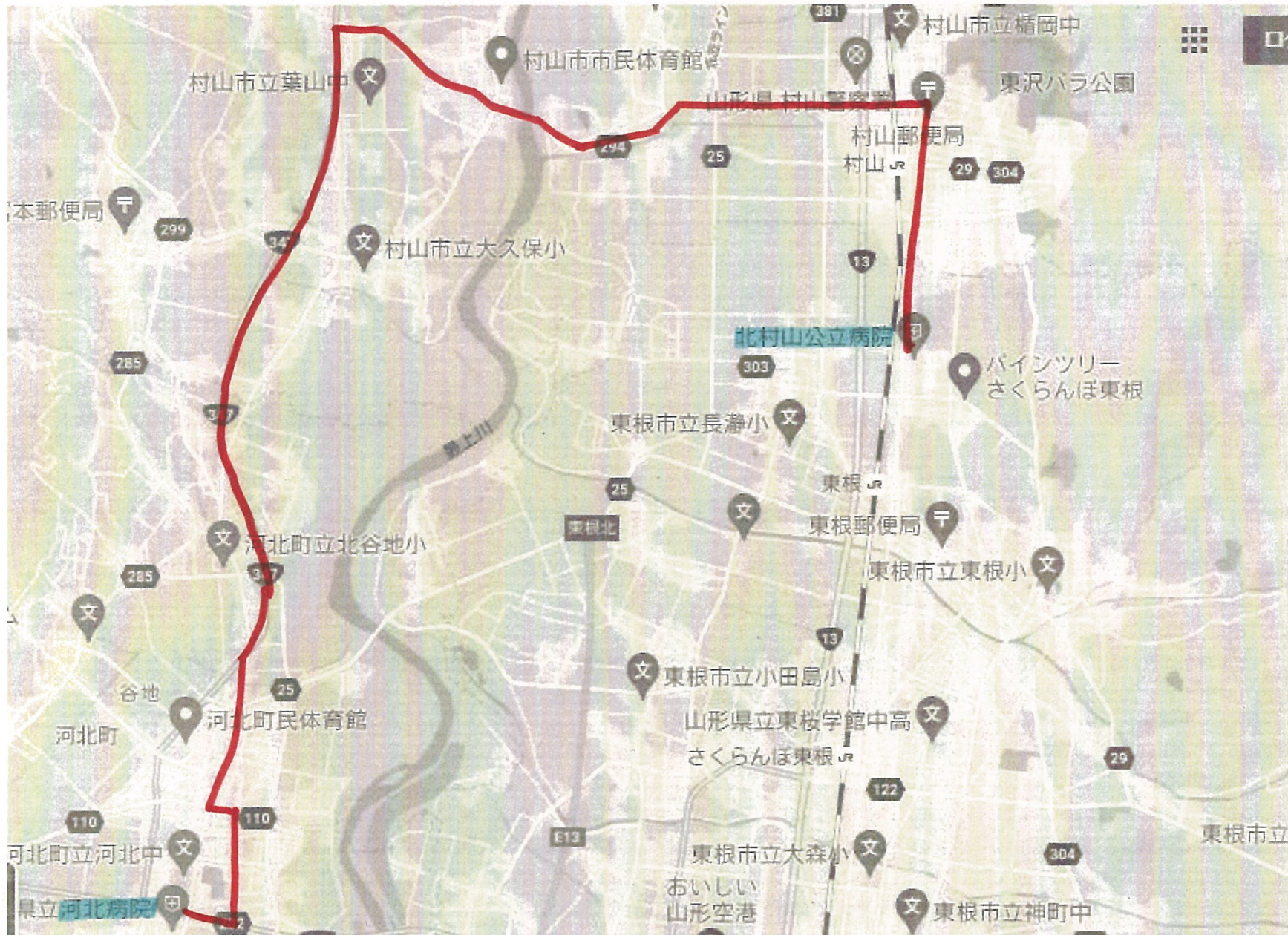
## デマンド型乗合タクシー本格運行

1. 運行開始 令和2年10月2日(金)～
2. 運行日 毎週火・金曜日  
(祝日、12月31日～1月3日は運休日)
3. 運行時間(便数)  
行き(中央方面)／9:30  
帰り(泉郷方面)／12:00・14:00 1日3便
4. 利用料金 一般料金:500円(未就学児無料)  
割引料金:300円  
(小中学生・高校生・障害者手帳のお持ちの方・70歳以上の方)
5. デマンドタクシー「タントのりあい号」予約受付電話番号  
☎ 0237-53-8655 (嵯東根交通内)  
Fax 0237-42-0239 ( " )  
※予約の受付に関する注意  
・予約の受付は、前日の17時までお願いします。  
・キャンセルする際は、当日の1時間前までお願いします。
6. デマンドタクシーに関するお問い合わせ  
東根市役所 生活環境課内 市民生活係  
☎42-1111(内線2171) Fax43-1177



※ 上記共通乗降場所一覧表に指定されていない場所については、乗降目的の最寄りの市民バス停が乗降場所となります(裏面、市民バス経路図を参照して下さい)。

※ デマンドタクシー「タントのりあい号」は、嵯東根交通・神町タクシー2社が運行いたします。



2021年4月1日改正

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】 河北病院 ⇒ (大久保・稲下・村山駅前) ⇒ 公立病院																																							
	河北病院	荒町南	旭町口	南部学校前	前小路	谷地	八幡宮前	工藤小路	横町口	下小路	北口三辻	改目	吉田口	清電寺	北谷地学校前	岩根	笹本口	上大原	下大原	大久保四辻	北山さくら公園前	平野	薬山中学校前	稲下	東原	暮点	河島西	河島浦	中条	河島東	中央二丁目	村山市役所前	河島街道	ふれあい広場前	村山駅前	新町	新町南	温泉北	公立病院
	7:10	7:12	7:13	7:13	7:14	7:15	7:16	7:16	7:17	7:17	7:18	7:19	7:20	7:20	7:21	7:22	7:23	7:25	7:26	7:27	7:28	7:29	7:30	7:31	7:32	7:34	7:35	7:36	7:37	7:39	7:39	7:40	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:49
	8:30	8:32	8:33	8:33	8:34	8:35	8:36	8:36	8:37	8:37	8:38	8:39	8:40	8:40	8:41	8:42	8:43	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:54	8:55	8:56	8:57	8:59	8:59	9:00	9:03	9:04	9:05	9:06	9:07	9:08	9:09
	11:40	11:42	11:43	11:43	11:44	11:45	11:46	11:46	11:47	11:47	11:48	11:49	11:50	11:50	11:51	11:52	11:53	11:55	11:56	11:57	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:09	12:09	12:10	12:13	12:14	12:15	12:16	12:17	12:18	12:19
	15:00	15:02	15:03	15:03	15:04	15:05	15:06	15:06	15:07	15:07	15:08	15:09	15:10	15:10	15:11	15:12	15:13	15:15	15:16	15:17	15:18	15:19	15:20	15:21	15:22	15:24	15:25	15:26	15:27	15:29	15:30	15:33	15:34	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39	
	17:30	17:32	17:33	17:33	17:34	17:35	17:36	17:36	17:37	17:37	17:38	17:39	17:40	17:40	17:41	17:42	17:43	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49	17:50	17:51	17:52	17:54	17:55	17:56	17:57	17:59	18:00	18:03	18:04	18:05	18:06	18:07	18:08	18:09	

【平日ダイヤ】 公立病院 ⇒ (村山駅前・稲下・大久保) ⇒ 河北病院																																								
	公立病院	温泉北	新町南	新町	村山駅前	ふれあい広場前	河島街道	村山市役所前	中央二丁目	河島東	中条	河島浦	河島西	暮点	東原	稲下	薬山中学校前	平野	北山さくら公園前	大久保四辻	下大原	上大原	笹本口	岩根	北谷地学校前	清電寺	吉田口	改目	北口三辻	下小路	横町口	工藤小路	八幡宮前	谷地	前小路	南部学校前	旭町口	荒町南	河北病院	
	10:10	10:11	10:12	10:13	10:15	10:16	10:17	10:19	10:20	10:20	10:22	10:23	10:24	10:25	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:31	10:32	10:33	10:35	10:36	10:37	10:38	10:38	10:39	10:40	10:41	10:41	10:42	10:42	10:43	10:43	10:44	10:44	10:45	10:47	
	12:40	12:41	12:42	12:43	12:45	12:46	12:47	12:49	12:50	12:50	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:57	12:58	12:59	13:00	13:01	13:02	13:03	13:03	13:05	13:06	13:07	13:08	13:08	13:09	13:10	13:11	13:11	13:12	13:12	13:13	13:13	13:14	13:14	13:15	13:17
	16:30	16:31	16:32	16:33	16:35	16:36	16:37	16:39	16:40	16:40	16:42	16:43	16:44	16:45	16:46	16:47	16:48	16:49	16:50	16:51	16:52	16:53	16:55	16:56	16:57	16:58	16:58	16:59	17:00	17:01	17:01	17:02	17:02	17:03	17:03	17:04	17:04	17:05	17:07	
	18:35	18:36	18:37	18:38	18:40	18:41	18:42	18:44	18:45	18:45	18:47	18:48	18:49	18:50	18:51	18:52	18:53	18:54	18:55	18:56	18:57	18:58	19:00	19:01	19:02	19:03	19:03	19:04	19:05	19:06	19:06	19:07	19:07	19:08	19:08	19:09	19:09	19:10	19:12	

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ 山交バス寒河江営業所・・・0237-86-2181



2021年4月1日改正

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

【平日ダイヤ】 公立病院 ⇒ (大石田駅前) ⇒ 尾花沢

	公立病院	温泉北	新町南	新町	村山駅前	ふれあい広場前	切通し	二日町	播磨中学校前	名取街道	湯沢口	北町	北町北	林崎	金谷	金谷工業団地入口	本飯田入口	本飯田南	坂の上	袖崎学校前	袖崎農協前	土生田	土生田寺前	北島	追分	虹ヶ丘公園口	今宿	北今宿	東町口	大橋前	大石田役場前	大石田駅前	中通り	庚申町	北村山高校西	北村山高校南	北村山高校東	住宅前	JAおーばん前	サルナート	尾花沢市役所	尾花沢待合所
	9:10	9:11	9:12	9:13	9:15	9:16	9:16	9:16	9:17	9:18	9:18	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:26	9:27	9:28	9:29	9:29	9:31	9:32	9:34	9:34	9:36	9:37	9:38	9:39	9:40	9:41	9:42	9:42	9:43	9:44	9:45	9:45	9:47	9:48	9:49	9:50	9:52
	10:40	10:41	10:42	10:43	10:45	10:46	10:46	10:46	10:47	10:48	10:48	10:50	10:51	10:52	10:53	10:54	10:56	10:57	10:58	10:59	10:59	11:01	11:02	11:04	11:04	11:06	11:07	11:08	11:09	11:10	11:11	11:12	11:12	11:13	11:14	11:15	11:15	11:17	11:18	11:19	11:20	11:22
	12:20	12:21	12:22	12:23	12:25	12:26	12:26	12:26	12:27	12:28	12:28	12:30	12:31	12:32	12:33	12:34	12:36	12:37	12:38	12:39	12:39	12:41	12:42	12:44	12:44	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50	12:51	12:52	12:52	12:53	12:54	12:55	12:55	12:57	12:58	12:59	13:00	13:02
	13:45	13:46	13:47	13:48	13:50	13:51	13:51	13:51	13:52	13:53	13:53	13:55	13:56	13:57	13:58	13:59	14:01	14:02	14:03	14:04	14:04	14:06	14:07	14:09	14:09	14:11	14:12	14:13	14:14	14:15	14:16	14:17	14:17	14:18	14:19	14:20	14:22	14:23	14:24	14:25	14:27	
	16:05	16:06	16:07	16:08	16:10	16:11	16:11	16:11	16:12	16:13	16:13	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:21	16:22	16:23	16:24	16:24	16:26	16:27	16:29	16:29	16:31	16:32	16:33	16:34	16:35	16:36	16:37	16:37	16:38	16:39	16:40	16:42	16:43	16:44	16:45	16:47	

【平日ダイヤ】 尾花沢 ⇒ (大石田駅前) ⇒ 公立病院

	尾花沢待合所	JAおーばん前	サルナート	尾花沢市役所	住宅前	北村山高校東	北村山高校南	北村山高校西	庚申町	中通り	大石田駅前	大石田役場前	大橋前	東町口	北今宿	今宿	虹ヶ丘公園口	追分	北島	土生田寺前	土生田	袖崎農協前	袖崎学校前	坂の上	本飯田南	本飯田入口	金谷工業団地入口	金谷	林崎	北町北	北町	湯沢口	名取街道	播磨中学校前	切通し	ふれあい広場前	村山駅前	新町	新町南	温泉北	公立病院
	7:45	7:47	7:47	7:48	7:50	7:51	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	7:56	7:57	7:57	7:58	7:59	8:01	8:02	8:02	8:04	8:05	8:07	8:07	8:08	8:09	8:10	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:17	8:17	8:18	8:18	8:19	8:20	8:21	8:22	8:23	8:24
	8:50	8:52	8:52	8:53	8:55	8:56	8:56	8:57	8:58	8:59	9:00	9:01	9:02	9:02	9:03	9:04	9:06	9:07	9:07	9:09	9:10	9:12	9:12	9:13	9:14	9:15	9:17	9:18	9:19	9:20	9:21	9:22	9:22	9:23	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	
	10:10	10:12	10:12	10:13	10:15	10:16	10:16	10:17	10:18	10:19	10:20	10:21	10:22	10:22	10:23	10:24	10:26	10:27	10:27	10:29	10:30	10:32	10:32	10:33	10:34	10:35	10:37	10:38	10:39	10:40	10:41	10:42	10:42	10:43	10:43	10:44	10:45	10:46	10:47	10:48	10:49
	11:50	11:52	11:52	11:53	11:55	11:56	11:56	11:57	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:02	12:03	12:04	12:06	12:07	12:07	12:09	12:10	12:12	12:12	12:13	12:14	12:15	12:17	12:18	12:19	12:20	12:21	12:22	12:22	12:23	12:24	12:25	12:26	12:27	12:28	12:29	
	13:30	13:32	13:32	13:33	13:35	13:36	13:36	13:37	13:38	13:39	13:40	13:41	13:42	13:42	13:43	13:44	13:46	13:47	13:47	13:49	13:50	13:52	13:52	13:53	13:54	13:55	13:57	13:58	13:59	14:00	14:01	14:02	14:02	14:03	14:03	14:04	14:05	14:06	14:07	14:08	14:09

路線バスの時刻・運賃などのお問合せ 山交バス新庄営業所・・・0233-22-2040

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	東根市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	29,648
交通不便地域等	4,532

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,692	旧東郷村	山村振興法第7条第1項
1,384	旧高崎村	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

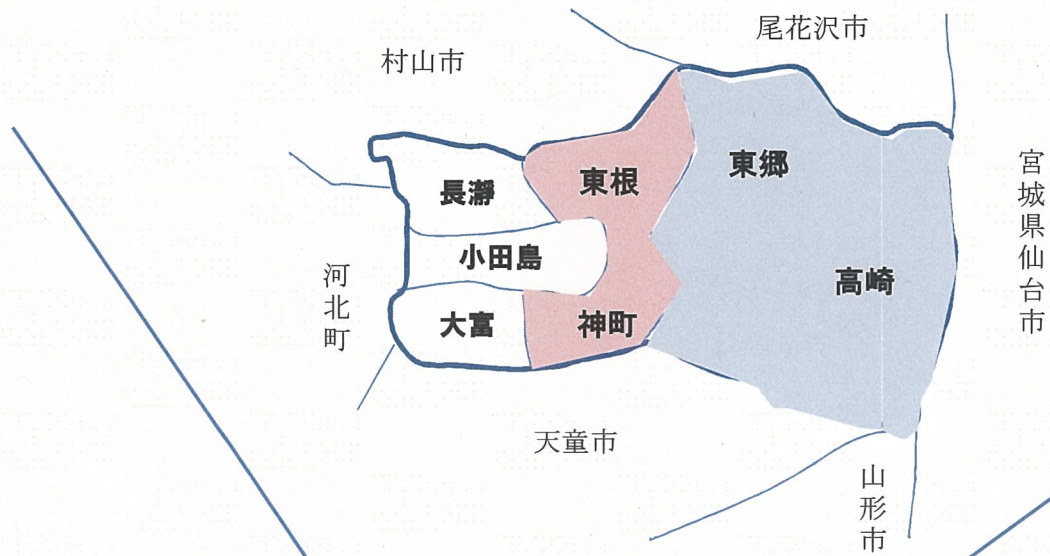
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



人口集中地区…東根、神町

交通不便地域…東郷、高崎



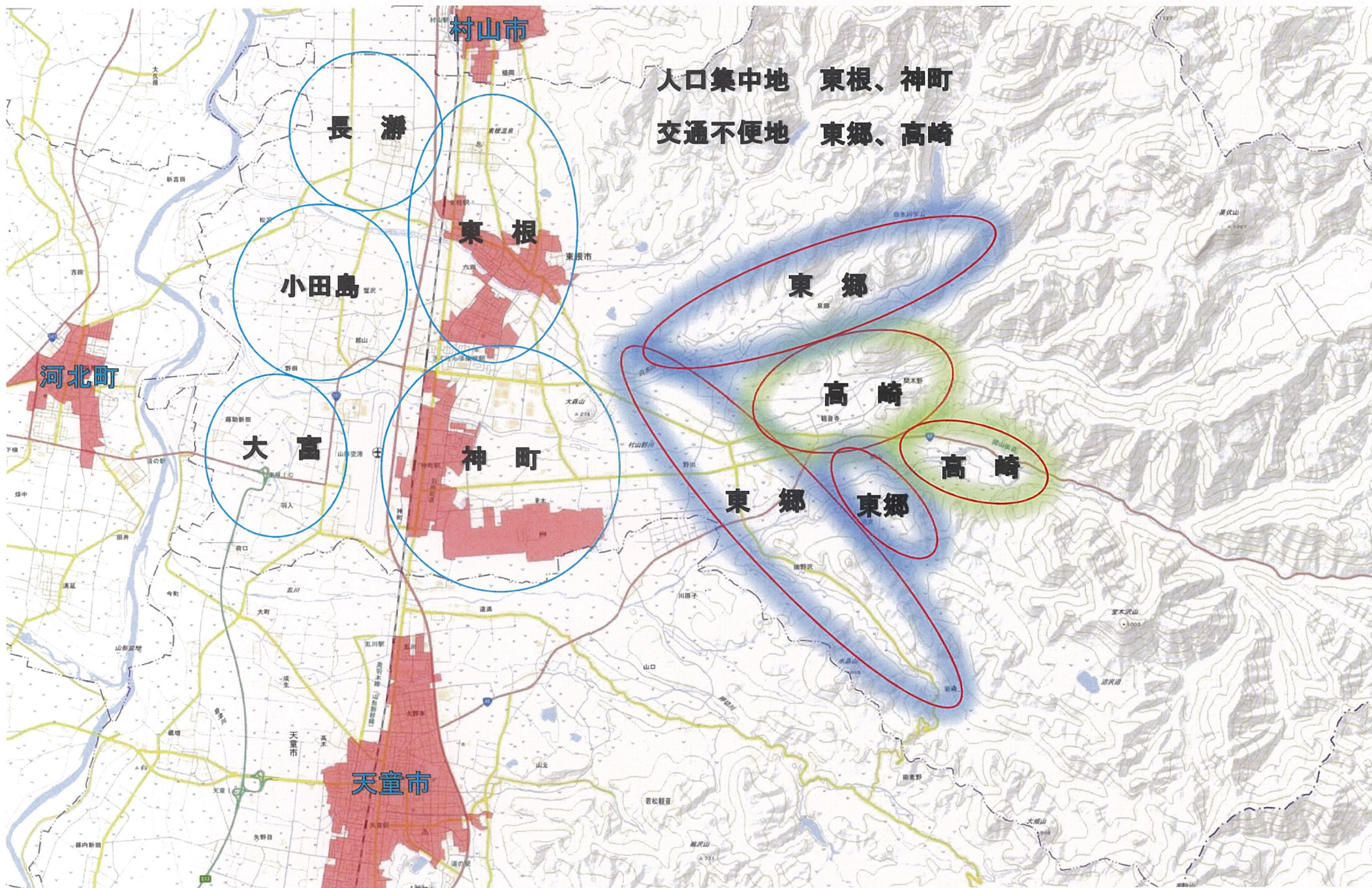


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大石田町
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,357
交通不便地域等	7,357

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,357	全域	過疎法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)